

6番 直江修市議員

議長（大西慶治君） 通告順6番、直江修市議員の一般質問を行いますので、直江修市議員は質問席へ移動してください。

それでは通告順6番、直江修市議員の発言を許可します。

6番（直江修市君） 最初に、大杉登山道の一部開通について質問をいたします。

第4次宮川村総合計画、これは平成13年に作成されたものですが、計画には全域が吉野熊野国立公園と、奥伊勢宮川峡県立自然公園に包含されており、自然公園区域が指定されている。主な観光地としては藪川流域、宮川ダム湖、大杉谷峡谷、大杉谷林間キャンプ村等があり、近年の登山ブーム自然志向にも後押しされ、村への入り込み客は徐々に増加してきている。平成11年度観光リクリエーション入り込み客数は18万5773人、うち大杉谷溪谷4571人と書かれております。3年後、この状況が一変しました。2004年9月の台風21号の豪雨災害で、その残した爪跡による入り込み客数への多大な影響が今日も続いております。

このような状況下、大杉谷登山道を通行できるようにするとの大杉谷登山センターの決定は、町、地域への朗報であります。8月24日付、中日新聞は、地域の表情、町の対応等々について伝えております。報道に即して以下伺います。

一つに、開通区間の概略の説明を求めます。次に、この記事にございますように、大きな活字で「にぎわい、再生、住民期待」とございます。記事中でも「1日誰にも会わない日もあって寂しかった」という言葉や、「生活にも張り合いができる」という地元の方の声が紹介をされております。にぎわいが戻る日を待ち望むというのが、住民期待の声でございます。この点について町としてどのように受け止めておられるか、伺います。

次に、町としましても全ルートが開通に至らないという状況から、町では通

り抜けができない点を逆に生かして、滞在してもらって、ゆっくり登山をやらせよう、という観光を検討しているというような記事でございますので、この点につきましての方策を伺います。

また、観光客の呼び込み方法も検討というふうに書かれておりますので、この点につきましても説明を求めます。

次に、町長のコメントでございますけれども、「より早く全線開通して、災害復興を完結させたい」と話をされておりますけれども、この全線開通の見通しにつきまして、過疎地域自立促進計画の中では26年というような年次が記されておりますけれども、この点についても説明を求めます。

議長（大西慶治君） 尾上町長。

町長（尾上武義君） それでは大杉谷登山道の一部開通について、お答えをいたします。

まず、1点目の開通区間の概略でございますが、21年度には京良谷付近までの登山道約2kmの整備が完了しまして、通行可能な状態となっておりますが、京良谷付近で上流部へ登山者の侵入を防ぐことは地形的に困難でございましたので、登山道入り口の第3発電所と大日崙、さらにシシ淵付近に侵入防止用の柵を設置をいたしまして、一般的な登山は通行止めの措置を取ってきたところでございます。

しかし、今年7月には、シシ淵までの登山道が整備されまして、シシ淵の上流で登山者の侵入を防ぐことが可能なことから、この区間で登山道を一般開放することに決定をいたしました。これで、利用できる登山道は約4.5kmとなりまして、この区間を往復しますと、大体5時間から6時間の所要時間となり、近県からの日帰り登山や遠方でも前日に町内で宿泊をいただきましたら、十分に利用が可能な状況でございます。

今回の開通区間には、吊橋が大小4箇所と登山道で最大の落差を誇る千尋滝、そしてシシ淵、シシ淵から見えるニコニコ滝と見所がたくさんございまして、魅力的な登山コースと言えるところでございます。一般開放にあたりまして、

登山道には利用区間等を表記した通告看板を各所に設置するとともに、シシ淵付近の柵を補強し、上流部への侵入阻止の対策を行います。また、登山者へは登山届けを必ず提出するよう、登山届け用のポストも再整備させていただきます。

大杉谷登山道は、全町で約15kmございますが、16年の災害でほとんど被害を受けなかった、大台ヶ原駐車場から日出ヶ丘を通り、堂倉小屋の間、約5kmの山頂部分と、今回の開通部分で全体の約6割以上が登山可能となったところでございます。

2点目のにぎわい再生住民期待ということでございますが、私も8月24日付けの新聞記事を拝見させていただき、インタビューをお受けになった大杉谷地区住民の皆様が、部分開通とはいえ、登山道の再開に大きな期待をもたれていると感じとりました。登山ブームでございました昭和50年代には、毎年1万2千人以上の登山者がありまして、その後、次第に登山者の数が減少傾向となり、災害前の平成15年には、4千人弱まで減少をしてしまったところであります。

しかし、最近は、中高年者の登山ブームに加えて、若い女性の登山者が急激に伸びているようでございます。この登山道の開通を契機に、現在の多様なニーズに適合した観光スタイルに向けて、大杉谷地域の観光事業を検討していく必要があると考えているところでございます。今年度の登山道の開通は、10月1日から11月30日までの2カ月間でございますが、県内の団体や企業に登山道の利活用をお願いしているところでございます。

3点目の観光客の呼び込み方法の検討でございますが、2点目で少し触れさせていただきましたが、今年度は2カ月間という短期間でのオープンで、県内でのPRを中心に行っていく予定でございます。本格的な登山道の利用は、来年度からと考えておりますので、今後は、大台町観光協会とともに、近隣の市町や三重交通、近畿日本鉄道など公共交通機関へのPR活動や、新聞社・雑誌社等への情報提供も積極的に行ってまいりたいと考えております。特に、登山関

係専門誌へは、利用促進のPRとともに、安全登山の啓発についての掲載を要望してまいりたいと考えております。

4点目の滞在してもらう観光についてでございますが、奥伊勢フォレストピアや大杉谷林間キャンプ村などの公共施設や民間の旅館、そして昨年度、大杉谷地域で開業した民泊等を活用し、宿泊型の登山プランを検討する必要があると思っております。ご宿泊をいただきますと宿泊先にお金が落ちるだけでなく、町全体に少なからず経済的なメリットがございますので、大台町での滞在時間が長くなるような取り組みを、関係機関で検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、登山者の足として利用されてきました宮川ダム湖の観光船につきましても、登山道の開通を受け、見直しが必要となっております。当面登山者は、予約制で観光船をご利用いただくこととなりますが、登山者が多くなってまいりましたら、以前のように定期就航が必要となってまいりますので、新造船の導入についても検討いたしてまいりたいと考えております。

5点目の全線開通の見通しについてでございますが、これまで整備を行ってまいりました区間は、登山道や吊橋に損傷はありましたものの、比較的被害が軽微でございました。しかし、シシ淵上流につきましては被害が甚大でありまして、獅子淵から約1km上流にかかります平等岨吊橋は、16年災害で南斜面が崩落し橋脚の一部を残して、川に落下したところであります。今年の秋から、橋長75m、約2億円をかけまして、かなり大きな吊橋の本格的な工事が始まる予定でございますが、非常に厳しい条件下での難工事でございます。

この工事と並行しまして、桃の木小屋を通過し、七ツ釜滝付近までの登山道、約2kmが整備される予定でございますので、来年度中には、桃の木小屋を宿泊拠点に、七ツ釜滝までの往復登山、約1.4kmが可能となってまいりますので、登山者は大幅に増加するものと期待をいたしているところでございます。

また、現在休業中の桃の木小屋につきましては、紀北町海山区からのアクセス林道の大台林道が復旧次第、早期の再開に向けて施設の点検や改修等を行っ

ていきたいとオーナーは考えているようでございます。

16年災害で、最大の被害を受けました、光滝下流の大崩落現場の復旧及び再整備の基本的な方向性につきましては、コンサルタントから4案が示されており、この4案をもとに環境省・三重県・大台町、そして有識者の皆様と検討してまいりましたが、自然公園法の特別保護地域指定など、この付近は特に厳しい規制がかっておりますことから、新たなルートでの登山道整備は、非常に難しい状況でございますが、安全対策を講じつつ、全線の早期開通に向け、今後とも関係機関へ強く要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（大西慶治君） 直江修市議員。

6番（直江修市君） 平成17年度から平成21年度に至る5カ年の後期の宮川村過疎地域自立促進計画というのがございました。この中に、観光の分野についての記述があるんですけども、大杉谷登山道を持つ大杉谷峡谷は、入り込み客が減少傾向にあると、今、町長も答弁されたように、この計画を作成された時期を境に減ってきておったということでございます。その減少傾向となった問題の1つとして、交通面の利便性が問題であって、これの検討が必要というふうに書かれてあります。

この状況は、当然災害後、登山客がなかったことによって、手が付けられていないというふうに思うんですけども、平成22年度から平成27年度の、今般提案されました大台町過疎地域自立促進計画にも、特に問題とされております交通面の利便性についての対策が書かれてないんですね。登山客の減少の理由としてあげておいて、その対策が必要というふうな認識を持ちながら、22年度からの、この過疎計画に載っていないのはどういうことなのかということなんです。

それと、この計画は、大杉登山道の早期復旧を国、県へ要望しますという対策だけで、一部開通を受けて、どう振興策を進めていくかということの計画になってないんですね。これはこの時点でもすでに一部通行可能というような情

報は、当局に入っておったというふうに思うんですね。ですから、私はそういったことを受けて、この計画に載せてくると、同時に問題点をどう解決して入り込み客の増加を図っていくかというようなことも、出てきてしかるべきだというふうに思うんですね。その点につきまして伺います。

それと、登山道の一部開通というのは、やはり大杉地域の皆さん方にとっては、にぎわいの復活とか、入り込み客の増加による活性化とか、いろいろ閉塞感を打開していくような、希望のある展開になってくると思うんですけれども、限界集落対策として大杉谷出張所に職員が派遣されておる。今までは聞き取り調査とか、ふるさとを離れられた方との交流活動とかというようなことの展開でしたけれども、私はこの登山道の開通を受けて出張所としてもいろいろ地域の皆様とともに取り組んでいくことができる場面が、多く出てくるのではないかと、いうふうに思うんですけれども、その点につきましての役割一層重要な部署になってくると思うんですけれども、伺いたいと思います。

それと、大杉地域の災害復興の中で、蛍の里公園の再整備ということも地域の人の切望しておるところなんですけれども、辞められた松原議員も、度々議会の場から発信をされておりました。これは計画にも出されておりますので、これの復興やっぱり早めてって町長言われましたように、行き止まりの登山道で滞在型ということになれば、やはりその間、こういう公園でも憩いの場を持ってもらえるというふうなことにもなるのではないかと思いますので、この一部開通をとらまえて、地域の皆さんとともに大杉地域の再生、展開していく必要があるのではないかと、そのために前述しましたような諸問題の解決、また過疎計画へのきちっとした事業計画等々、やっていくべきではないかというふうに思いますので、質問をいたします。

議長（大西慶治君） 尾上町長。

町長（尾上武義君） この過疎計画に、この問題点等々、前には平成21年までの後期の過疎計画には、それぞれ掲載はされておったけども、新しい計画にはそこら辺が載ってないのではないかと、こういうようなことでございます。

このことにつきましては県主導、そしてまた国主導というようなことで、対応がされているところでございます。一応26年度あたりを目処にして、光滝周辺も整備をしていこうと、こういうことでございます。

国のほうにも直接、もう早くに私は行って要望したところがございますし、最近ももう光滝周辺の登山ルートが4案示されておりましたので、そこら辺のルートの選定についても、まずは安全対策を講じつつ、それに留意して、早く登山道を開けというようなことで申し上げたところでもございます。そのような状況下でございます。これはそれなりに進めさせていただいておると、こういうようなことでございますので、その点、ご理解いただきたいというふうに思います。

この開通によりまして、まずは閉塞感の打開というものが、ある一定図られるものだというふうに思います。そういう中で、どのように具体的に、そこら辺を示していくのかと、こういうようなことでもございますが、当然、その集落対策も含めて、昨年あたりに開業いたしました民泊、そしてまた民宿もございます。そしてフォレストピアもございます。

そういうようなところで、まずは通り抜けできないということを新聞にも出ておりましたけども、逆手にとりながら、対応していければなと、こういうふうに思っているところでもございますし、またそれによりまして、多少なりとも周辺の清掃も図らねばいかんとか、いろんなことが出てきますし、申し上げられました蛭の里の整備も、これ急がねばなりません。これも土砂捨て場を現在確保してすることについて、話を進めてもらっております。一定その土砂が取れましたら、その整備にかかると、こういうような状況でもございますし、また新造船、船の整備もこれ当然行っていかなければいかんということ、もうかなり古くなってきておりますので、これらのことにつきましても、当然、議会のほうでお認めいただく中で、進めさせていただかねばなりません。この状況、変化に応じながら、対応を図っていきたいというふうに思っていますので、その点、よろしく願いをいたしたいというふうに思います。

何にしましても、明るい光明というふうなことでございますので、地域にとりましても、こういうようなのをステップにしながら、また、そのいろいろな地域の中で何かができるんと違うんかというような、地域協議会もでございます。発足してまいりましたので、こういうものを契機にしながら、何か地域としてできるものはないかというようなことでお考えいただいて、そしてまた皆で対応するというふうなことになるれば、非常にありがたいなと、その先鞭を着けていくのが出張所の役割と、こういうふうなことになるわけでございますが、いつも申しておりますが、支所が先走ってもあきませんので、地域の人と一緒にやりながら、対応を図っていくと、こういうふうなことになっていくだろうと思いますが、全力挙げてこの開通から、そしてまた全線開通に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（大西慶治君） 直江修市議員。

6番（直江修市君） 次に、国の森林・林業再生プランについて質問をいたします。

2009年度の林業白書によりますと、家族林業経営体の2008年度の粗収益は178万4000円で、ここから施業を請け負わせ料金、委託料や雇用労賃など林業経営費を差し引くと、林業所得は10万3000円で、07年度に比べ19万円も減少しているとのことです。白書では、1経営体当たりの伐採材積に変化が見られないことから、木材価格下落に伴う木材販売収益の減少によるものと分析しているそうであります。

林業だけでは生計を立てられない国内状況が、より深刻化していることを痛感させられます。現在の大台町、面積362.94平方キロメートルで、そのうち93%を森林が占めております。町の歴史的条件に、昭和30年代の戦後復興期を全盛に、宮川地域を生産地として大台地域は、流通の拠点として森林木材産業が繁栄してきましたとあります。歴史とは、社会の変遷、興亡の次第ということでありませぬけれども、まさに歴史的となってしまっております。

ただ、最近、林業関係の報道が増えてきているように思います。まず8月2

3日付けの中日新聞でありますけれども、読ませていただきます。「木材自給率徐々にアップ、10年後に50%目標、木材自給率は2002年の18%を底として徐々に上がり、昨年は10数年前の水準の27%まで戻った。不況で木材需要全体が大きく落ち込んだ要因があるとはいえ、林野庁林政部は、スギは外材と比べ価格的にも競争力がある。安定供給できる国産材の需要が高まっている証拠ととられる。国は昨年末に20年に木材自給率を50%に拡大することを柱とした森林林業再生プランを策定、今年6月のプラン推進本部中間とりまとめは、マンション内装材や、住宅利用分野における利用を推進する方針を示している。国産木材の利用が拡大すれば、放置されたスギやヒノキの人工林の手入れが進んで、森林環境も改善、山村の活性化にもつながるとされる。同庁は生産から加工、流通に至るまで国産材を利用しやすいように基盤を整備したいとしている」という記事でございます、9月8日付けの中日新聞に大きく京都の森林組合のことが報じられております。ここでも「山の危機と活用可能な時期が重なったこともあり、政府もようやく動き始めた。政権交代後に森林・林業再生プランを作成」というふうに、いわゆる森林・林業再生プランが注視を浴びております。

それも自給率を50%に引き上げるという数値が、大きく影響しているのではないかと思います。ただ、木材自給率といいますのは、パルプから建築材すべて、日本の国で使われる木材の量に対する自給率ということでございますので、これが即、木材価格の引き上げに連動していくんかということ、いささか疑問な点があるわけですが、私どもはやはり少ない山林でも所有しておりますので、やはり木材価格の上昇ということになりますと、建築材等が使われるという方向が、価格を引き上げていく道ではないかというように思います。そういう点もございませぬけれども、とにかくにも国のこういう林業政策で、自給率を50%に高めていくために、いろいろ展開していくということは、かつてなかったことでもありますので、大きな関心を持っておるわけなんですけれども、町としても林業が地域経済と地域社会を支える産業となることを切望し

ております。プランの概要について問います。

次に、プランに基づく施策の展開について問います。この木材自給率50%に拡大するという方針につきまして、林業関係者の方々の期待度について、町としてはどのように把握をされておるかにつきましてもお聞きをいたします。

議長（大西慶治君） 尾上町長。

町長（尾上武義君） それでは森林・林業再生プランについて、お答えをいたします。

1点目の、再生プランの概要についてでございますが、国は林業・林産業の再生を、環境ベースとした成長戦略の中に位置づけまして、木材の安定供給力の強化を軸にした対策により、雇用も含めた地域再生を図ることとし、また、森林計画制度等の制度面から路網・作業システム整備、人材育成などの実践面も含め、森林・林業政策を全面的に見直すとしております。

我が国の森林資源は利用期に達しつつあり、これらの森林の維持、培養と資源としての利用、すなわち木材生産と公益的機能の発揮を両立できる森林経営の確立を通じ、10年間で国産材自給率50%以上目指すことが、重要な成長戦略であり、成長産業と位置づけられております。

それでは、概要について説明をいたします。1つ目に、林業経営・技術の高度化についてでございますが、路網整備や作業システムの構築として、先進的林業機械の導入や普及、また、作業道作設に関する新たな指針の創設等があげられております。森林組合改革・民間事業者サポートとして、地域の森林管理の主体として森林組合の役割の明確化・員外利用の厳格化、民間事業者の育成強化があげられております。また、日本型フォレスター制度の創設・技術者等育成体制の整備として、理論、技術、研修普及体制の整備やフォレスター育成システム等の確立を図るとしております。

2つ目に、森林資源の活用としまして、国産材の加工・流通構造の構築として質量ともに外材に負けない効率的な加工・流通体制の整備や、大口需要先への供給体制等の整備をはじめ、木材利用の拡大として、地域材住宅の推進

とそれを支える技術の標準化や、バイオマス利用の理論・技術の整備と着実な普及体制等の整備を図るとしてしています。

3つ目には、国民の財産を生かすといたしまして、国有林の技術力を生かしたセーフティネットの推進では、公益重視の管理経営のより一層の推進、民有林への指導やサポート等を図るといたしております。

4つ目に、制度面での改革、予算関係でございますが、森林情報の整備、森林計画制度の見直し、経営の集中化ということで、森林現状を把握するための森林資源モニタリング調査等、森林情報の整備や森林計画制度の見直しによる適切な森林管理の確保、経営意欲のあるものへの経営の集中化の促進策の導入を図るといたしております。また、伐採・更新のルール整備として、大規模皆採の抑止、確実な植林の確保対策や補助金、予算の見直しとして、メニューの簡素化、補助金の透明性、公平性の確保や路網、機械への補助は、理論、技術の習得とあわせて実施を図るとしてしております。

2点目の再生プランに基づく施策の展開についてでございますが、利用間伐を推進するため、当町におきましても平成22年度当初予算で、作業路開設補助金252万5000円を計上してございまして、本定例会にも補正予算446万円を上程させていただき、路網整備に力を注いでいるところでもございます。

また、集約化、利用間伐に向けた予算の集中化が予想されます。そこで、集約を進めるため、宮川森林組合を中心に、認定林業事業者の人材育成を図ってまいりたいと思います。また、計画的な施業による適切な森林管理への誘導と、安定的な木材供給の確保を図るとともに、計画的で適切な森林施業や林業経営を支える「日本型フォレスター制度の創設、技術者等育成体制の整備を宮川森林組合を中心に図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の林業関係者の期待度についてでございますが、国は、個々の森林施業に対して支援する制度を抜本的に見直し、意欲と実行力を有し集約化により持続的な森林経営に取り組むものを直接支援するという、仮称ではございますが森林管理・環境保全直接支払制度を導入すると位置づけてございまして、

平成23年度森林林業対策予算で約570億円という大きな概算要求がなされております。

今後、町といたしましても、路網整備、集約化、機械化等を支援する中で、コスト縮減を図りつつ、認定林業事業体や森林所有者の収入確保も、もくろみながら、平行してバイオマス燃料用のチップとしての供給や、地域材の利用拡大による住宅産業の促進にも期待したいと思っております。また、公共建築物等における木材の利用促進に関する法律が成立した一方で、各県で定めておりました造林補助事業単価が、全国統一となることもささやかれている厳しい状況もありまして、今後、十分注視していかなければならない状況でもございます。

以上、現状等申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（大西慶治君） 直江修市議員。

6番（直江修市君） 各地で、林業再生に取り組んでおるという報道が、しばしばされておるんですけども、9月8日付けの中日新聞をみますと、京都日吉町の森林組合、ここでの取り組み、長い記事でございますので、全部紹介することはできませんけれども、ポイントは脱公共事業と徹底した事業見直しによる計画的な間伐ということが出ております。町の経営姿勢から施業プランを所有者に示して事業をやっていくというようなことから、1軒1ヘクタールにおいて、いろいろ諸経費引いて、所有者に利益3万円というような還元をするとか、これは間伐材は全く金になりませんから、3万円でもね、山手が入れば、林家は、よしとしなければならない状況ですんで、こういうふう具体的に林家にお金が渡るといような形で施業ができれば、これは本当に画期的なことになるわけなんで、こういうことへの取り組みは、組合としてできるんか。ファイターズとしてできるんかというのが、これからの町における林業施策の1つのポイントになってくるんじゃないかというふうに思うんですね。

その後押しに林業森林再生プラン、役立つのか、全く絵に描いた餅なのかということが問われてくるわけなんで、こういったプランをこしらえられたん

は、机上での作業なわけなんで、どれだけ林業に関係する方がかかわっておるかわかりませんが、やはりそれは現地で検証して、生かせるところは生かし、見直すところは見直しを求めていく、私は今まで思いますけれども、ある組織なんかは国から補助金を受けて事業を展開しておるんで、なかなかいろいろ国の林業施策に問題があっても、声を上げていくということをしてこなかった点も私はあるのではないかと思うんですね。そういった面では、国としてこう積極的な計画を立ち上げてきたわけなんですから、しっかり受け止めて、しっかり意見を述べながら、本当にこの地域の林業を振興させていくような形にしてほしいと思うんですけれども、町長の改めて見解を求めます。

議長（大西慶治君） 尾上町長。

町長（尾上武義君） この日吉森林組合の取り組みもあるわけなんです、我々も、昨年10月に高知県の土佐嶺北の会社も見せていただきまして、そのH型の集材の方法も勉強してきたところでございます。

そこでは、最大ヘクタール25万円を還元すると、こういうようなことでございまして、非常に画期的な取り組みがなされている。しかも、一番たくさんいただいている就労者の方、その会社でございまして、570万円の年収があるとか、16人ほど働いていましたけれども、そのような大きな集材をする中で、効率的にやられておるといふようなことで、その作業道なんか、大きな4.5とか5というような、よくわからん機械の大きさですね。それらでも首が振れるように、しっかり4m強の作業道がつけられておると、そのようなことでございます。地形も非常に厳しいところなんですけれども、そういうようなことやって、収益性を上げておるといふ、こういうことがございます。そういうところまで一緒にはならないかもわかりませんが、そういう方向を目指しながら、今年もそのH型集材なんかもやっていこうというふうなことで、計画もしているところでございます。

そういうことで、山の持ち主さんに、少しでもお金が戻るようなことは考えていかな。もう1つはその流通ですね。その流通もいろんなことをやっていく

中で、その消費者に渡るときはそんなに価格は変わっていないという、昔とは変わっていないというこんなんですが、今の山主がどんどんどんどん減ってくる、そういう状況に追い込まれておるとい、そういう状況の中で、やはりその流通の問題もあるのかなと思います。

そういうようなことで、COCとかいろんな施策もあるわけなんですけど、それはそれとして、進めていかねばならない部分もあるわけなんですけども、今のそのような還元ができるようなシステム、組合でありファイターズというのが対応できていくかどうかとなりますと、やはり組合としても、もっとしっかり意識改革やりながら、あるいはファイターズもそうでございますが、改革もしながら、考え方ももっと変わっていかないかんと思うんです。そういう中で少しでも山主の利益になるようなという思いの中で、取り組んではいかないかんわけでございます。今も当面そのジェイバーの取り組みで、私有林、このことについて森林組合取り組みをすでに始めているところでございますので、今後の推移に期待をしていきたく思っております。それもこれも、再生プランそのものが将来の全国版、あるいは地域の林業に、どのように波及をしてくるのかというふうなことでございます。

実際にそういった部分が、どのところまで生かされてくるのかという、そのやはり検証、そしてまた実効性の確保、そういったようなことをしっかりと見ていかねばならないだろうと思っております。おっしゃられるように、不具合のところは修正を加えていくということが、林業団体も当然必要でございますし、我々もやっていかねばならんことだという認識は持っているところでございます。

要はそういったその木材単価が、少しでも上昇していくというふうなことに繋がっていかねばならないと思っておりますが、この8月23日の林野庁の政策部の話でも、国際競争力がついてきておるといようなことでございますが、それはなかんづく外材も安ければ、日本材も安いという、そのことにほかならないと思うんですね。同等の価格で、これなら競争していけるだろうと、こういうような意味合いも含まれているのではないかなと思っておりますが、要はそ

の自給率が上がっていくことに従って、徐々に国産材価格も上がっていくというふうなことになるかなという、そういう期待感を持っておりますけども、この価格はなかなか難しいのではないかなというふうなことっておりますが、そういう中で、やはりコストを下げていくという、そのことを忘れてはならないなと思うんです。

ですんで、流通も含め、作業での効率性というふうなものも追求していかならんだろうと、そこに、今後力を注いでいかなばならんということも思っているところでございます。この林業の進展については、とりわけ力を注いでいかなばならん、こういう思いをしっかりと持ちながら、対応してまいりたいと思いますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（大西慶治君） 直江修市議員。

6番（直江修市君） 3点目に、不動産売払収入の予算化の時期について質問をいたします。

大台町弥起井字園井の、4300平方メートル、約4反3畝ですね。2280万円で売却する契約を、7月26日に締結されております。この財産売払収入が予算計上されましたのは、7月23日の臨時議会の一般会計補正予算の第4号においてであります。売買までの経緯を見ますと、3月末に町内事業所より町有地の売却依頼があったということでもあります。5月17日に臨時議会に不動産鑑定業務委託料の補正計上をされ承認されたと、5月20日に不動産鑑定業務委託契約を締結したということで、6月4日に不動産鑑定評価業務が完了、6月30日に公有財産売払の一般競争入札公告を、広報おおだいに掲載したという流れでございまして、7月1日から15日に入札参加申込み受け付け、7月20日、入札及び開札ということで、入札が終わったあと、つまり契約者がここではもう決まったわけなんですね。

決まったあと23日に予算計上ということにあいなったわけなんですけども、私は土地を買い受けるには土地買収予算化を必要とするし、売り払う場合には財産売払収入が予算に計上されなければならないが、議会は予算審議の段階で

それらの審議の機会があるというような解説から考えますと、当然、7月23日の臨時議会に予算計上では遅すぎるということですね。

で、予算審査というのは当然町有地を町としては売りたい、議会としてはどう考えますかということの審議なんですね。それを経て、本来は公有財産売払いの一般競争入札の公告ということをするべきなんで、これも先の一般質問で廣田議員からるる役場の事務の問題で指摘がございましたが、町長、いろはの問題というふうなご答弁もございました。私はこの件につきましても、その類ではないかと思うんですね。

で、町の見解を伺うということになるわけなんですけども、町の会計というのはもう総計予算主義で、歳入歳出すべて予算に計上しなければならないと、予算は、あるいは議案は、事前議決ということなんですね。事が終わってからでは、これは遅いんです。鹿児島県の阿久根市ですか、いろいろ問題になっておりますけれども、すべてその人事や職員の給与の削減案まで専決処分というような暴挙を行っておる市長さんおりますけれども、そこまでの問題とは言いませんけれども、私は長いこと議員をさしてもうてますけども、あまり目にしませんでしたもんで、まさかという思いがあって、この協議会では詳しく時期を逸しているということの指摘はしませんでしたけども、よくよく考えまして、これはやはりきちっと認識すべき問題だということで一般質問をいたします。ということで、当局の見解を伺います。

議長（大西慶治君） 尾上町長。

町長（尾上武義君） それでは不動産の売払収入の予算化の時期につきまして、お答えをいたします。

まず、この時期を逸しているのではないかというご質問でございますが、この件に関しまして概略を説明いたしますと、当初予算が確定いたしました3月末に、その弥起井の藺井にあります工場適地に立地の依頼がございまして、その後、補正予算第1号において、不動産の鑑定業務の予算を議決をいただいたところでございます。

6月4日に鑑定業務を終了しまして、最低価格が決定をされましたので、一般競争入札事務によりまして、7月20日に2280万円で落札をされました。その後、落札決定を受けまして補正予算第4号で収入予算、これ7月23日の臨時議会ということですが、収入予算ということでは不動産売払収入に計上いたしまして、議決をいただいたところでございます。

時期を逸しているのではないかと、こういうご指摘でございますが、地方財務実務提要によりますと、このような記述がございます。「歳入予算の場合、予算額を超過しても受け入れは可能であるし、また、収入される可能性は高いが、金額の見込みのつかないものについては、予算の最低金額である1000円をとりあえず計上することもできる」ということもございます。

したがって、当初予算で1000円を計上してございまして、落札金額が確定した最初の議会において、予算を計上してございまして、その時期につきましては問題はないものと考えているところでございます。ただ、鑑定業務の結果報告が出た時点、すなわち6月4日には最低売却価格が決まっておりますので、補正予算第2号、いわゆる6月定例会で審議をお願いすることも可能でございましたので、今後はできる限り早い時期に議会に図りたいと考えております。

で、この6月補正予算に上程しなかった理由といたしまして、最低売却価格の平米単価が決定をされたわけですが、売り払い物件の正確な場所、あるいは面積につきまして、売却依頼者の要望を加味して決定をしたため、その要望に時間を要したこと、そしてそのために6月補正予算の計上には間に合わなかったと、こういったようなことが理由としてございます。いずれにしても、できる限り早く議会にお諮りをして、事前に議決をいただくということに努めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（大西慶治君） 直江修市議員。

6番（直江修市君） 当初予算に、財産売払収入の1000円の計上で議決されております。町長の説明によりますと、増えた分についてはあとでという

ような説明でございましたけれども、頭出しの1000円というのは、あくまでも予算科目ですか、それを置いておくということだけなんですね。

で、あと町としては財産を処分するにつきましては、これはどこそこの土地を売るという意思表示は私は予算に上げてくることだと思っております。もちろんそれまでの説明もあろうかと思えますけれども、具体的に、いわゆる団体意思を決定していくというのは、議会での議決ということなんですね。団体意思を決定するにあたりましては、私は町の財産処分について、当然、事前に議会の審議を受けるということが、これは予算原則、地方自治法、こういったものから見ていきますと、これ事前審議というのは、これは当然で、それ以外の方法は、私は自治体としてとるべきではないと、行政としてはやるべきではないというふうに思っておりますね。ここでも述べましたけれども、この事務提要におけます問答は、7000万円以上の契約で、土地については5000平米とか要件があるけれども、この契約の議決は必要なか、必要でないかという議論の中で、慣行議決としては、それはそれで要件を満たしていないけれども、予算は当然、売る場合には上がってくるんで、そこで売っていいかどうかという審議が行われるんだと、だからそれでいいんだと、慣行議決の議案はなかったも、予算の事前議決という原則から事前に審議されるという解釈なんですね。

ですから、あとで予算計上というのでは、これはもう民法上も、売ります、買いますという口頭での約束も、これ契約行為なんですね。当然、この入札7月20日にした入札の時点でなく、落札者が決まれば、これも契約行為なんです。契約行為を結んだあと、町有地を処分してよろしいかというのは、これは事前の審議やないやないですか。と私は解するんですけれども、当局としてはこれでも構わないんだと、すべて契約行為が終わってからでの予算計上でも構わないんだというような見解なんですけども、私としましては、私の勉強した範囲内では、もうあくまでも事前の審議が必要だというふうに思います。

今のところ説明された、条文等であるようなんですけれども、それは地方自治法より上位の解釈ということになりますか、その点について最後に伺います。

議長（大西慶治君） 尾上町長。

町長（尾上武義君） これは実務提要での話でございますので、まずはその法律が当然優先ということになります。その法律を受けて、こういうような取り扱いもあるという、そういうことでございます。

それから、確かにおっしゃられるように、この6月4日に、この鑑定業務が終了いたしまして、そこで平米単価が出てきたと、こういうことでございます。売り払うその面積というものが、まだはっきりしていなかったという部分がございますので、何平米になるかというふうなことが、まだまだちょっとわかりづらかったという経緯もございます。そういうようなことで、なかなか予算として計上しにくい側面はあったことは事実でございますので、その点ご理解いただきたいと思いますが、おっしゃられるように、やはり事前審議というようなことは、当然、我々もこれ慮っていかねばならないと、こう思っております。

そういう意味で、一定の面積も確定し、そして単価も確定したときに、いくらというふうな最低価格出てきます。それいくらで落札するかは別にしましても、その価格が、最低価格が出てきた段階で補正予算という予算にかけて、審議をいただくと、こういうような手順でなければならぬと思います。一般的には、私、さきほど申し上げました地方の財務実務提要によりますと、一般的にはこの1000円をとりあえず計上することもできると書いてあるところでございますが、直江議員おっしゃるように、その事案のものを指して言っているものではございませんので、この点はまだまだもう少し我々も気をつけていかなければならない部分だと思っております。

そういうことで契約も終わり、そしてまたお金も収入される段階で、予算にかけておるといようなことになると、事後の審議やないかというふうなことにもなりかねませんので、これ十分注意をしていかなければなりません。が、さきほどから何回も言うようですけれども、6月4日時点で業務は完了いたしましても、その単価、面積等がまだしっかりと、面積等が確定していなかつ

たということで、数字としては上げにくかったという、そういう経緯がございますので、その点をご理解を賜りたいと思います。おっしゃられることはよくわかりますので、その点、これからも十分に留意しながら対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（大西慶治君） 直江修市議員。

6番（直江修市君） 町有財産の処分にあたりまして、当局の行ってきた事務について、地方自治法に違反しているという認識はないんですか、その点、最後に伺います。

議長（大西慶治君） 尾上町長。

町長（尾上武義君） 自治法に違反しているかというふうなことになりますと、この部分は、事前の審議というふうなことに、事後というふうなことになりますので、大変、これは申し訳ないというふうなことにはなるわけですが、事実その経緯として数字を上げるに上げれなかったという、そういう部分がございますので、その点をまずは斟酌いただきたいというふうに思っております。その後、7月20日に入札ができて、きっちりとした金額が出てきたわけなんです、この最低の売却価格が出てきた6月30日、この時点で、はっきりと出てきたわけでございますので、この点、その時点で6月4日の時点ではまだこれ全然いかなかったと、全体の金額が出なかったと、しかし、6月30日にはその面積、売り払う面積が出てきておりますので、その部分として予定価格が設定をできたということでございます。その時点で、この公告をする段階、その時点で議会にかけべきであったというふうに思っているところでございます。

自治法に違反なのか、どうか、合法なのかと問われますと、何とも答えにくい部分がございますが、今後、そこら辺をしっかりと留意しながら対応してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

議長（大西慶治君） 以上で、直江修市議員の一般質問が終了いたしました。

以上で、一般質問を終わります。

散会の宣言

議長（大西慶治君） お諮りします。

議事の都合、議案調査のため、9月15日を休会としたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、9月15日を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

次回は9月16日、木曜日、午前9時より再開いたします。

皆様、お疲れ様でした。

（午後4時13分 散会）
